

## 高齢者福祉団体

# 登録のしおり

### 1. 高齢者福祉団体とは

品川区高齢者地域支援課では、高齢者福祉の増進を目的として、高齢者の方々の団体活動を援助し育成発展を支援するために、登録制度を設けています。登録が承認されると、区民集会所等の区内施設の利用が可能となり、また一部施設において使用料の減額または免除を受けることができます。

有効期限は最大2年度間（登録した翌年度の末日（3月31日））です。

### 2. 登録できる団体の基準

- (1) 構成員が5人以上で、原則として構成員の半数以上が区内に在住、在勤または在学していること。
- (2) 構成員の年齢は、構成員全員が60歳以上であること。ただし、高齢者福祉の増進の支援を目的とするボランティア団体等はこの限りではない。
- (3) 団体の主たる活動の場および活動の本拠としての事務所を区内に有すること。
- (4) 原則として、代表者が区内に在住・在勤または在学していること。
- (5) 営利または特定の政党に関する政治活動もしくは宗教活動を目的としないこと。
- (6) 団体の組織および活動のために規約を有すること。

### 3. 各施設の利用について

- (1) 施設の予約は、「高齢者福祉団体」に登録後から利用可能となります。
- (2) 施設によって利用可能日や予約可能日、使用料等の取扱いが異なります。利用にあたっては、必ず事前に利用希望施設にお問い合わせください。
- (3) 施設を利用する際は、施設の利用規約等を遵守してください。
- (4) インターネットで施設予約をする場合は、区ホームページのトップページより「品川区施設予約システム」をご利用ください。  
※一部インターネット予約ができない施設もあります。

## 4. 登録申請の方法

申請書と必要書類を下記のとおりご準備の上、ご提出ください。

### (1) 新規申請（はじめての申請）

- ① 品川区高齢者福祉団体登録（新規・更新・再交付）申請書
- ② 規約
- ③ 名簿 ※会員の住所・氏名・年齢・電話番号を明記したもの。
- ④ 事業計画または実績報告書
- ⑤ 予算書または決算書
- ⑥ 代表者の方の本人確認書類の提示

※名簿の提出時には高齢者福祉団体の必要書類として個人情報を区に提出することを会員の方全員の同意を得てからご提出ください。名簿も含めた提出書類につきまして、全会員に同意を得て提出しているとみなして受付いたします。

また、登録要件確認に使用しますので、全ての項目を漏れなく記載ください。

### (2) 更新申請（2回目以降の申請）（有効期限の年 1月から受付開始）

- ① 品川区高齢者福祉団体登録（新規・更新・再交付）申請書
- ② 規約
- ③ 名簿 ※会員の住所・氏名・年齢・電話番号を明記したもの。
- ④ 事業計画または実績報告書
- ⑤ 予算書または決算書
- ⑥ 代表者の方の本人確認書類の提示
- ⑦ 登録証

※名簿の提出時には高齢者福祉団体の必要書類として個人情報を区に提出することを会員の方全員の同意を得てからご提出ください。名簿も含めた提出書類につきまして、全会員に同意を得て提出しているとみなして受付いたします。

また、登録要件確認に使用しますので、全ての項目を漏れなく記載ください。

#### ●本人確認書類提示について

高齢者福祉団体として要件を満たしているか確認するために必要となります。

#### <品川区内在住の確認書類>

運転免許証、健康保険証、後期高齢者医療保険者証、マイナンバーカードなど

※本人確認書類についてコピーをご提出する場合、「氏名・現住所・生年月日」以外の記号・番号等がみえないように紙などをはさんでからコピーのうえ、ご提出ください。

#### <品川区内在勤・在学の確認書類>

社員証、在勤証明、在学証明など

## 5. 登録申請の提出先

(1) 窓口申請の場合 (品川区役所 総合庁舎3階「高齢者地域支援課」)

申請に必要な書類一式を下記窓口までお持ちください。

本人確認書類については、窓口で職員が代表者の方の本人確認書類を拝見し、確認できましたらその場でお返しします。代表者以外の方が来庁された場合は、来庁者の方の本人確認書類の提示も合わせてお願いします。

**窓口**：品川区役所 本庁舎3階 高齢者地域支援課

(2) 郵送の場合

申請に必要な書類一式を下記送付先までご送付ください。提出書類の確認ができてから1週間程度お手続きに時間がかかります。また、申請が重なる時期(2~3月)は、交付に通常よりもお時間をいただきます。

代表者の方の本人確認書類のコピーについても同封してください。

※「氏名・現住所・生年月日」以外の記号・番号等がみえないように紙などをはさんでからコピーのうえ、ご提出ください。

**送付先**：〒140-8715 品川区広町2-1-36 高齢者地域支援課 宛

## 6. 登録証の交付

申請に基づいて審査を行い、登録を承認した団体に「品川区高齢者福祉登録団体登録証」(様式2)を交付します。登録証の受領は、原則窓口となります。審査の際、申請書の記入内容について、代表者または連絡先の方へ確認の連絡をすることがあります。

※申請から窓口での交付まで1週間程度かかります。

※郵送で受領を希望する場合、申請の際にお申し出ください(お手元に届くまで、お時間がかかります)。

※申請が重なる時期(2~3月)は、交付に通常よりもお時間をいただきます。

## 7. その他

(1) 団体名を変更したい場合

- ① 品川区高齢者福祉団体 登録事項変更届(様式3)
- ② 代表者の方の本人確認書類の提示
- ③ 登録証

(2) 代表者・連絡先等を変更する場合

- ① 品川区高齢者福祉団体 登録事項変更届(様式3)
- ② 代表者の方の本人確認書類の提示
- ③ 登録証

※会員の一部変更については、届け出る必要はありません。

(3) 登録証を紛失した場合

- ① 品川区高齢者福祉団体登録(新規・更新・再交付)申請書(様式1)
- ② 代表者の方の本人確認書類の提示

(4) 規約の変更のみを行う場合

- ① 品川区高齢者福祉団体 登録事項変更届(様式3)
- ② 変更後の規約
- ③ 申請者(会員)の方の本人確認書類の提示

(5) 登録を廃止する場合

- ① 品川区高齢者福祉団体 登録事項変更届(様式3)
- ② 申請者(会員)の方の本人確認書類の提示

(6) パスワードを忘れた場合

- ① 品川区高齢者福祉団体 登録事項変更届(様式3)
- ② 申請者(会員)の方の本人確認書類の提示

※登録後にパスワードを忘れてしまった場合、口頭ではお伝えしていません。ご自身で施設予約システムから再設定いただくか、上記の申請をしてください。

●本人確認書類提示について

高齢者福祉団体として要件を満たしているか確認するために必要となります。

<品川区内在住の確認書類>

運転免許証、健康保険証、後期高齢者医療保険者証、マイナンバーカードなど

※本人確認書類についてコピーをご提出する場合、「氏名・現住所・生年月日」以外の記号・番号等がみえないように紙などをはさんでからコピーのうえ、ご提出ください。

<品川区内在勤・在学の確認書類>

社員証、在勤証明、在学証明など

【新規登録・更新受付・問い合わせ先】

品川区高齢者地域支援課 高齢者活動支援担当 (品川区役所 本庁舎 3階)

〒140-8715 品川区広町2-1-36

電話：5742-7671

FAX：5742-6882